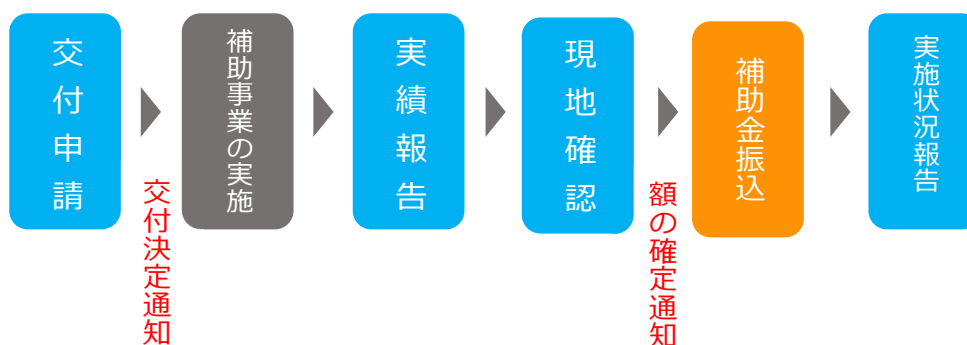


令和8年度いばらき栗ブランドアップ事業補助金交付等要綱の手引き

1 補助事業の流れ



2 補助事業の原則

- (1) 「交付決定日以降から事業完了日まで、納品等が済んだ後に請求書が届いたもの」が補助対象
 - ・ 交付決定日以降に実施（発注）した事業が対象
 - ・ 事業開始可能日は、交付決定日から（交付決定通知書が届いてから）
 - ・ 事業完了期限日は、令和9年2月12日（金）まで
- (2) 業者等への経費の支払いは、原則、「銀行振込」
- (3) 請求書・領収書は、原則、事業実施主体（申請者本人）宛でもらう
- (4) 支出の際は、下記の流れを厳守
見積徴取（原則3者以上）→交付申請→交付決定→価格再確認→業者決定→委託・売買契約→業務実施→納品→納品時検査（設備導入の場合のみ）→請求→支払い
- (5) 必ず有効期限が明示された見積書を提出
有効期限は約3か月後までであることが望ましい。
(交付決定時に有効期限切れになってしまうのを防ぐため。)
- (6) 本事業で導入した設備は、栗の集出荷貯蔵の目的以外は原則使用不可

3 注意点

- (1) 集出荷体制強化支援を行う際は、指導前、指導中、指導後の作業内容を定点から写真撮影し、実績報告時に提出してください。

- (2) 交付決定後に価格が上がったとしても、補助額は、原則として、交付決定額から変更できませんので、御注意ください。
- (3) 見積書や領収書、請求書の宛名は、様式第1号に記載の事業実施主体名で統一してください。
- (4) 補助対象経費の30%を超える増又は補助金の増、補助対象経費又は補助金の30%を超える減となる場合は、「重要な変更」の手続を事前に行い、承認を受けなければなりません。変更をする場合は、実施する前に、必ず、産地振興課に相談してください。